

(改訂_20200301)

●寮規程確認書

【入居者】

入居者は、株式会社エイジェックに雇用される本人限定とし、会社に許可無く他人を居住させることを禁止する。

【寮安全管理】

社員の安全管理上、会社は必要がある場合入居者に許可無く入室および調査することができる。

【寮費】

寮費は入居者負担で就業条件明示書へ記載した金額とする。

入居者は、当月分の寮費を当月末日までに支払う(給与が支給される場合には当月支給の給与から控除する方法により支払う)。

なお、月途中の入寮の場合の初月および退寮月は日割り計算とする。

また、日割り計算の分母は、30.5日で統一する。

【水道光熱費】

寮における、水道光熱費は入居者本人による直接契約・本人払いとする。

ただし、会社契約の場合は、実費のみ給与から控除する。

【自己都合退職時の寮退去日】

自己都合退職の場合の寮退去日は退職日より3日以内とする。

【入居者退去時の規定】

原則、寮費は月極めとするが入寮および退寮月は日割り計算とする。ただし、退職に伴う退寮の際には、退寮日の1ヶ月以上前に申告することを義務とする。退職時月の寮費控除額は退寮日までの日割り計算とする。また、退職等に関らず、故意・過失による破損等の修理費用等は入寮者負担とする。

自己都合退職による退去時の引越は、入居者本人の責任において行う。また、自己都合退職で、退職届提出日が退職日より1ヶ月未満、または入居3ヶ月以内の場合、現状復旧費用の実費を入寮者負担とする。

本人持込の備品、その他の私物については退職日より3日間以内に全て撤去するものとし、それ以降は会社は一切責任を負わないものとする。

【寮備品】

寮における備品については実費分全額本人負担とする(リースも同様)。破損等が発生、または紛失を確認した場合は全額本人の負担とし弁償する(リース品も同様)。

【駐車場】

寮の駐車場については、全て個人契約とする。

なお、駐車場費が寮費に含まれる場合は、この限りではない。

【寮費・光熱費給与控除に関する協定】

寮費・光熱費・現状復旧費用支払いに関し給与控除することに同意いたします。入居にあたり上記の内容に同意いたします。

【注意事項】

本規程に定められた事項が順守されなかった場合、緊急連絡先へ連絡をし対応および会社に与えた損害の補償を求める事がある。

電子文書として規定を確認の上、送信ボタン押下により提出したとみなします。